

大 学 院 学 生

2026 年度 官民協働海外留学支援制度

～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～

— 収入に関する提出書類について —

家 計 基 準

日本学生支援機構が実施する国内の奨学金「第二種奨学金」の家計基準を超えないこと。
ただし、基準を超える学生についても、支援予定人数全体の1割程度を上限に採用される場合があります。
この場合、奨学金の支給金額が異なるため注意してください（募集要項 P7 参照）。

《大学院学生の場合》

- ・ 出願者本人と配偶者の収入に関する書類を提出いただきます。
- ・ 書類によっては、準備・取り寄せに時間がかかるものがございます。時間に余裕を持って準備を進めてください。書類不備の場合は、受け付けできません。
- ・ 家計基準の算出は【貸与額算定基準額が修士課程 155,300 円、博士課程 229,800 円以内かどうか】を確認することで行います。
提出された収入に関する書類を元に、専用ツールを用いて【貸与額算定基準額】を算出いたしますので、「所得のみ記載されている証明書」や「税額のみ記載されている証明書」では計算が出来ません。
証明書発行の際には十分ご注意ください。

※日本学生支援機構が別途公表している『大学院へ進学予定の方の家計基準』もご参照ください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/heiyo/kakei/yoyaku.html>



収入に関する書類についての注意事項

- ◆ マイナンバー（個人番号）が記載された書類は提出しないでください。
- ◆ 出願者本人と配偶者双方について、所得の有無にかかわらず、所得を証明する書類を提出してください。
* 無収入・無職の場合も所得 0 円と記載のある所得証明書が必要です。
- ◆ 提出書類は返却できませんのでご了承ください。
- ◆ 収入状況・家庭事情により、これらの他に書類を求めることがあります。
- ◆ 書類によっては、準備・取り寄せに時間がかかる場合がございます。時間に余裕を持って準備を進めてください。
書類不備の場合、出願することはできません。

(2) 令和 6 年分の源泉徴収票

・提出が必要な方：

給与収入のある方で、課税証明書に上記①～⑥の項目が網羅されていない場合のみ提出してください。

- ・コピーを提出してください。
- ・所得者自身が保管しているものです。
- ・手元がない場合は、所得を得ている方の勤務先に申請してください。
- ・給与収入が複数あり、確定申告をされている場合や、自営業等給与収入以外の所得の場合は、(3)令和 6 年分確定申告書(控)または市(区・町・村)民税・県(都・道・府)民税申告書(控)を提出してください。また、各々の在職期間を余白に記入してください((3)も参照のこと)。

(3) 令和 6 年分の確定申告書(控) または 市県民税申告書(控)

・提出が必要な方：

給与収入以外の所得がある方で、課税証明書に上記①～⑥が網羅されていない場合のみ提出してください。

- ・提出する場合、コピーを提出してください。(第一表と第二表の両方のコピーが必要です)
- ・所得者自身が自宅で保管しているものです。申告書の控には、税務署の受付印・電子申告の受付結果(即時通告)・税理士印のいずれかが必要です。押印のある確定申告書を提出できない場合、事前に国際課へご相談ください。
- ・外交員で確定申告していない方は、外交員報酬支払調書を提出してください。
- ・確定申告をしていない場合は、「所得報告書【指定用紙】」を作成し、提出してください。
- ・所得はあるが確定申告をする必要がなかった場合、「市民(県民)税申告書」のコピーを提出してください。
- ・利子・配当所得を得ている方は、第三表も提出してください。

(4) 生活保護受給証明書

・提出が必要な方 ⇒ 生活保護を受けている方のみ提出してください。

- ・該当者は コピーを提出してください。
- ・受給者本人が保管しているものです。
- ・手元がない場合は、受給をしている方が住民票を置いている市区町村役場に申請してください。

※この他、日本学生支援機構の求めにより必要書類の提出が求められることがあります。
その場合は速やかに追加提出してください。

よくある質問

Q 1. 課税証明書（所得証明書）があれば、源泉徴収票はいりませんか？

A 1. 原則として、課税証明書（所得証明書）で所得の種類や総所得金額、扶養関係等を判断しますが、
【①課税標準額 ②調整控除額 ③扶養親族（一般、特定、老人、16歳未満）の数
④控除等に係る本人該当区分 ⑤合計所得金額 ⑥総所得金額等】の項目が全て記載されていない場合、
源泉徴収票を提出する必要があります。

Q 2. 家のローンの支払いが多くて家計が苦しいのですが、考慮されますか？

A 2. 家のローンは考慮されません（所得の控除対象にはなりません）。

Q 3. アルバイト以外の収入がありませんが、課税証明書（所得証明書）は必要でしょうか？

A 3. 所得の有無にかかわらず必ず提出してください。収入が 0 円の場合でも、総所得 0 円と記載された証明書が必要となります。課税・非課税のみの証明となっているものは受付けできません。また、アルバイト勤務で扶養控除の範囲内であっても、課税証明書（所得証明書）は必要です。

Q 4. 配偶者が海外在住のため課税証明書（所得証明書）がとれません。どうすればよいでしょうか？

A 4. 日本に住民票が無く課税証明書（所得証明書）が提出できない場合は、国際課へ早めにご相談ください。

《本 件 照 会 先》

同 志 社 大 学 国 際 セ ン タ ー 国 際 課

E-mail : ji-kksai@mail.doshisha.ac.jp

TEL : 075-251-3260 / FAX : 075-251-3057

開室時間：平日 9:00～11:30, 12:30～17:00